

公募に関するQ&A

2021年度「グリーンイノベーション基金事業／大規模水素サプライチェーンの構築プロジェクト」

資料名	No	該当項目・内容	問	答
1. 研究開発・社会実装計画	1-1	3.研究開発項目と社会実装に向けた支援	補助率の遞減を想定している事業があるが、递減させるタイミングは提案者で決めてよいか。	「研究開発・社会実装計画」にて示している「委託・補助等の考え方」及び想定スケジュール等をご参照の上、递減させるタイミングを含めご提案ください。
2. 実施方針	2-1	7.(2)複数年度契約の実施	「計画に沿った節目の年数」とあるが、具体的にどのように考えればよいか。	「研究開発・社会実装計画」の「4.実施スケジュール」におけるステージゲートのタイミングが節目となります。また、具体的なスケジュールについては、「研究開発・社会実装計画」及び「公募要領」をご参照の上、ご提案ください。
3. 公募要領	3-1	5.(1)審査の方法について	面接審査において、担当役員以上の参加がどうしても難しい場合、どうすればよいか。	まずは柔軟に日程調整をさせていただければと存じます。その上でどうしても難しい場合で、やむを得ず担当役員以上の参加が困難な場合に限り、担当役員以上から委任を受けた方の出席も可能です。
	3-2	5.(2)審査基準	「例えば中小・ベンチャー企業等を効果的に体制に組み入れているか」と記載があるが、中小・ベンチャー企業の参画は必須か。	中小・ベンチャー企業の参画は必須ではありません。
	3-3	8.(1)「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	ステージゲートの結果事業終了となった場合でも、インセンティブ措置を受けることは可能か。	事業戦略ビジョンにおいて設定頂いたステージゲート審査時点でのマイルストーンについて、達成していることを確認できた場合、一旦の区切りの目標を達成したと見なし、社会実装計画の妥当性が認められることを条件に、インセンティブ額を払うことは可能です。ただし、評価するためのマイルストーンが設定されていない場合は、インセンティブ額は支払われません。
	3-4	8.(17)研究開発資産の帰属・処分（委託事業）、処分制限財産の取扱い（助成事業）等	助成事業終了後に事業化を達成しつつも、カーボンニュートラルに向けて追加的な研究開発を継続するために財産（研究設備等）を使用する場合、例え事業収益が発生していたとしても、交付の目的の範囲内ということで財産処分には該当せずNEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要という理解でよいか。	ご理解の通りで、助成事業の終了後に、2050年カーボンニュートラルの実現に不可欠な関連する研究開発を追加的に実施している限りにおいては、たとえ基金を活用して取得した財産を用いて事業収益が発生していたとしても、財産処分の対象とはならず、NEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要です。
	3-5	8.(17)研究開発資産の帰属・処分（委託事業）、処分制限財産の取扱い（助成事業）等	委託事業において、事業終了後本事業で取得した財産は有償で譲渡を受けることだが、以下の仮定の場合、その譲渡価格の算出に用いる取得価額はいくらになるのか。 ・最終年度に10百万円の資産を購入 ・インセンティブ率10% ・目標達成度係数0.5	グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款第4条第6項及び第7項に基づき、以下の計算となります。 $10\text{百万円} - 10\text{百万円} \times 10\% \times (1 - 0.5) = 9.5\text{百万円}$ なお、減価償却を考慮する場合は、「9.5百万円」を取得価額とし業務委託契約約款第20条の2に基づき計算することになります。
	3-6	2.(5)予算	採択件数および金額の目安を決まっているか。	現時点で決めておらず、応募状況や内容を踏まえ、予算の範囲内で判断させて頂きます。
	3-7	3.応募要件	事業に途中から参画することは可能か。	社会実装までを見据えた事業であり、提案時においてしっかりと実施体制を構築して頂ければと存じます。その上で、事業開始後に実施主体として追加される場合には、公募等所定の手続きが必要となります。また、再委託先等の追加に当たっても、所定の手続きが必要になりますので、早めにご相談ください。
	3-8	5.(4)プロジェクト開始までのスケジュール	費用計上はどのタイミングから可能か。	委託事業においては、NEDOが受理した実施計画書の提出日から最大2ヵ月前の日（実施計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能です。助成事業においては、費用計上は交付決定日以降となります。
	3-9	8.(1)「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	インセンティブ制度の例示では10年後に支払われることになっているが、ステージゲートや委託から補助に支援内容が変わる場面で、インセンティブの評価、支払いは行われないのか。	ステージゲートで契約が終了した場合は当該時点でインセンティブに係る処理を行います。なお、ステージゲートを通過し継続した場合は、その契約終了時点になります。また、委託から助成に変わる事業の場合においては、基本的に委託契約終了時でインセンティブに係る処理を実施予定ですが、一方、委託契約終了時点の適切なマイルストーンが設定されていなかったり、全体の開発が完了していない状況で社会実装計画の判断が難しいなどの事情がある場合は、助成事業終了時点に併せて精算する場合があります。
	3-10	5.(1)審査の方法について	面接審査において、大学や公的研究機関の場合も役員が同席する必要があるか。	大学や公的研究機関におかれでは、役員以上の参加は必須ではありませんが、提案内容についてしっかり質疑応答できる方の参加をお願いいたします。
	3-11	5.(1)審査の方法について	面接審査において、面接審査用の資料を別途提出する必要があるか。	面接審査時において別途資料をご提出頂く必要はなく、事業戦略ビジョンを用いてご説明頂ければと存じます。なお、適宜補足説明資料を用意頂いても結構です。

公募に関するQ&A

2021年度「グリーンイノベーション基金事業／大規模水素サプライチェーンの構築プロジェクト」

資料名	No	該当項目・内容	問	答
3. 公募要領	3-12	8.(1)「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	大学、公的研究機関、再委託先等はインセンティブ措置の対象になり得るのか。	大学、公的研究機関、再委託先等はインセンティブ措置の適用対象外となります。
	3-13	8.(5) 知財マネジメント（委託事業）	海外企業がプロジェクトの実施者として参加する場合に、新たに取得する知的財産権は原則NEDOとの共有となるが、例外はあるのか。	NEDOでは、委託業務の実施にあたり「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（経済産業省）を踏まえた対応を実施していますが、研究開発の成果の事業化を国内企業等が行えない等のおそれがないことを検討し、海外企業がプロジェクトの実施者であっても、当該海外企業に知的財産権をすべて帰属させる場合があります。詳しくは、「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（p10,11）をご参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/ipmanagementguideline_5.pdf
4. 別添1	4-1	全体	コンソーシアムの場合、事業戦略ビジョンはどのように作成すればよいか。	事業戦略ビジョン（別紙1含む）は事業者ごとに作成してください。なお、どの者が作成したものか分かるよう、事業戦略ビジョン表紙の提案者名・代表名には作成者に関する情報を記載してください。 また、別紙1「積算用総括表」のうち、「①全期間総括表」については、各者共通の内容を記載してください。
	4-2	表紙	コンソーシアムの場合、提案者名と共同提案者名を記載する欄があるが、コンソーシアム全体を統括する幹事企業を決める必要があるか。	幹事企業を決めて頂きますようお願いいたします。
	4-3	1.事業戦略・事業計画	「(1) 産業構造変化に対する認識」及び「(2) 市場のセグメント・ターゲット」について、カーボンニュートラル全体を捉えた内容で作成していくものなのか、あるいは各公募における事業者の提案内容に関する分野に絞って作成するものなのか。	「(1) 産業構造変化に対する認識」について、カーボンニュートラル全体を捉えた提案者の認識を示して頂き、その中における提案者の市場機会や経営ビジョン等が分かるよう記載してください。「(2) 市場のセグメント・ターゲット」については、提案事業周辺の市場についてセグメント分析頂き、さらにその中の提案者のターゲットが分かるよう概要を記載してください。
	4-4	1.事業戦略・事業計画	「(7) 資金計画」について、委託事業の場合は、自己負担、自己資金の欄共に0と考えてよいか。	本事業における国による支援とは別に、社会実装に向け関連する研究開発等を別途実施する費用や設備投資等の費用について、自己負担として記載ください。
	4-5	1.事業戦略・事業計画	「(5) 事業計画の全体像」において記載する表について、N15年度（2035年度）の合計額は必須か。事業案によっては投資回収の途中段階となるため確認させていただきたい。	投資回収のタイミングに関わらず「2035年頃までの長期的な事業スケジュールの概要」を記載いただくことを想定しておりますが、必要に応じてスケジュールを投資回収年度まで延長して頂いても結構です。
	4-6	1.事業戦略・事業計画	「(7) 資金計画」において記載する表について、N15年度（2035年）を最終年度とすべきか。もしくは、投資回収年度まで延長して記載すべきか。	当該ページは当該事業全体の資金需要に対する計画を記載いただくものであり、その趣旨に沿って最終年度は適宜延長いただいて結構です。
	4-7	2.研究開発計画	「(3) 実施スケジュール」について、研究開発内容ごとに金額を明示することになっているが、開発内容によっては、金額が分けられないものもあり、項目ごとに分けることは必須か。	按分等により可能な限り金額を分けて記載頂ければと存じますが、どうしても分けることが困難な場合にはその理由をご記載ください。
	4-8	全体	本提案内容は公開されるが、提案者側が希望しない場合は非公開にできる部分もあると認識している。公開必須な部分があれば教えていただきたい。	公開必須な部分というものをこちらで設定はしておりませんが、企業秘密に該当する事項等、非開示情報として認められるもの以外は公開となります。
	4-9	全体	大学や公的研究機関についても、事業戦略ビジョンの提出は必要か。	事業戦略ビジョンは、大学や公的研究機関を含むすべての実施主体が提出する必要がありますが、事業戦略ビジョンの表紙の注意事項に記載しておりますとおり、大学や公的研究機関におかれでは「2. 研究開発計画」及び「4. その他（提案者情報）」のみを提出してください。
	4-10	4.その他	「4. その他」は実施主体ごとに提出すればよいか。	ご理解のとおりです。